

ご契約のしおり・約款

疾病障害による保険料払込免除特約 (無 配 当)

この冊子は、特約についての大切な事項
をわかりやすくご説明したしおりと特約
条項を掲載しています。ご一読のうえ、
内容を十分にご確認ください。

ご契約の保険種類によっては、この特約を付加できない場合があります。
詳細につきましては当社へお問い合わせください。



目次

ご契約のしおり

疾病障害による保険料払込免除特約	1
------------------	---

約 款

疾病障害による保険料払込免除特約条項	1
--------------------	---

特約の 保 障 内 容

疾病障害による保険料払込免除特約

疾病による身体障害に対する保障を充実させるための特約

特 徴

この特約を付加された場合には、主契約の保険料の払込免除事由に該当したときのほか、疾病によりつぎのいずれかの状態に該当したときにも、以後の保険料のお払込を免除します。

保 険 料 の 払 込 免 除 事 由

被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態に該当したとき

お払込の免除の対象となる身体障害の状態

- ① 1 眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ③ 1 上肢を手関節以上で失ったか、または 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
- ④ 1 下肢を足関節以上で失ったか、または 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 10 手指の用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1 手の 5 手指を失ったか、または第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったもの
- ⑦ 10 足指を失ったもの
- ⑧ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- ⑨ 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの
- ⑩ 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
- ⑪ 心臓に人工弁を置換したもの
- ⑫ 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの
- ⑬ ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの
- ⑭ 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの



ご参照

身体障害の状態



疾病障害による保険料払込免除特約条項 附則参照

■保険料の計算について

- ❶この特約の保険料は、主契約（保険料一時払の主契約は含みません）および同一の主契約に付加されている他の特約*の保険料の合計額に基づいて計算されます。
- ❷主契約および同一の主契約に付加されている他の特約*の保険料の額に変更があった場合には、この特約の保険料も更改されます。

* 就労不能障害特約（無解約返戻金型）は含まれません。

■保険期間および保険料払込期間について

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約が付加されている主契約および同一の主契約に付加されている他の特約*の保険料払込期間がすべて満了するときまでとなります。

* 就労不能障害特約（無解約返戻金型）は含まれません。

■保険料の払込免除事由が発生した場合

すみやかに、当社へご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。



●この特約には解約返戻金はありません。

保 険 料 の お 払 込 を 免 除 で き な い 場 合

- ❶保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって前ページ記載の「お払込の免除の対象となる身体障害の状態」になられたとき
- ❷被保険者の薬物依存によって前ページ記載の「お払込の免除の対象となる身体障害の状態」になられたとき（詳しくは、疾病障害による保険料払込免除特約条項をご覧ください）

※告知義務違反による解除、重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

疾病障害による保険料払込免除特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条** 特約の締結および責任開始期
- 第2条** 疾病障害による保険料払込免除
- 第3条** 保険料の払込を免除しない場合
- 第4条** 保険料の払込免除の請求手続
- 第5条** 特約保険料
- 第6条** 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第7条** 特約の保険料の自動振替貸付
- 第8条** 特約の失効
- 第9条** 特約の復活
- 第10条** 特約の解約
- 第11条** 解約返戻金
- 第12条** 特約の復旧
- 第13条** 特約の消滅
- 第14条** 告知義務および告知義務違反
- 第15条** 重大事由による解除
- 第16条** 契約者配当
- 第17条** 管轄裁判所
- 第18条** 主約款の規定の準用
- 第19条** 主契約に介護保障移行特約が附加された場合の特則
- 第20条** 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に附加されている場合の特則
- 第21条** 新医療保険に附加されている場合の特則
- 第22条** 平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険または特定疾病保障定期保険に附加されている場合の特則
- 第23条** 医療保険(04)に附加されている場合の特則
- 第24条** 米国ドル建終身保険に附加されている場合の特則
- 第25条** 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に附加されている場合の特則
- 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）に附加されている場合の特則
- 介護保障定期保険に附加されている場合の特則
- 介護保障付終身保険（低解約返戻金型）に附加されている場合の特則
- 医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）に附加されている場合の特則
- 介護保障付定期保険に附加されている場合の特則
- 米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）に附加されている場合の特則
- 米国ドル建平準定期保険に附加されている場合の特則
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
- 就労不能障害特約（無解約返戻金型）が附加された主契約に附加されている場合の特則
- 附則 対象となる身体障害の状態

疾病障害による保険料払込免除特約条項

この特約の趣旨

この特約は主たる保険契約の被保険者が疾病により所定の身体障害の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に附加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、会社所定の取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社が、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に附加することができます。
- この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合には、この特約の責任開始期は、主契約の払込方法(回数)に応じて、会社がこの特約の附加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 第2項の規定によってこの特約を主契約に附加したときは、保険証券に表示します。

第2条（疾病障害による保険料払込免除）

- 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当した

ときは、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定するつぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（附則）に該当したときを含みます。

- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、主約款およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の特約条項（以下、「特約条項」といいます。）の規定により保険料の払込が免除されたものとして、主約款および特約条項の規定を準用します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、主契約またはこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約が保険料一時払の場合には、主契約の保険料または特約の保険料の払込を免除しません。

第3条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第1項の規定に該当した場合には、会社は保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被保険者の薬物依存（平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。）によるとき

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

第4条（保険料の払込免除の請求手続）

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 保険契約者は、前項の保険料の払込の免除事由が生じたときは、すみやかに請求書類（別表4）を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
- 3 前2項のほか、保険料の払込免除の請求手続については、主約款の保険料の払込免除の請求手続に関する規定を準用します。

第5条（特約保険料）

- 1 この特約の保険料は、会社の定める方法により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の合計額（保険料一時払の主契約および特約の保険料を除きます。以下、本条において同じとします。）に基づいて計算します。
- 2 この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の額に変更があった場合には、会社の定める方法により、将来に向かってこの特約の保険料を更改します。

第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料払込期間がすべて満了する時までとします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社を取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
 - (1) 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - (2) 年払で払い込む方法
- 4 前項の場合、払込期間満了後特約保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 5 第3項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 6 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第7条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第9条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第10条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、第2条（疾病障害による保険料払込免除）第1項に定める保険料の払込の免除事由の発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第11条（解約返戻金）

この特約に解約返戻金はありません。

第12条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。

第13条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主約款の規定により保険金を支払ったとき。
 - (2) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき。
 - (3) 不慮の事故（別表2）を直接の原因として、主約款および特約条項の規定により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。
 - (4) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき。
- 2 前項第4号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第15条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第16条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第17条（管轄裁判所）

この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第19条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部が介護保障に移行した場合において、この特約と同一の主契約に付加されており、かつ保険料払込期間満了前の特約を継続するときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料については、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第3項および第4項の規定を準用して取り扱います。
 - (2) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
 - (3) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部が介護保障に移行したときは、この特約は消滅することなく継続するものとします。

第20条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第21条（新医療保険に付加されている場合の特則）

1 第13条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第13条（特約の消滅）」

1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき。
- (2) 主約款および特約条項の規定により、主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。
- (3) 主契約が払済保険に変更されたとき。

2 第1項第3号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。」

2 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

(4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

3 この特約が付加されている主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることにより、この特約を締結（以下、本項において「変更」といいます。）することにより、この特約の保険期間を延長することができます（以下、本項において、本項の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
- (2) 前号の場合、変更後特約において、第2条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- (3) 前2号のほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。

第22条（平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本条において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

第23条（医療保険(O4)に付加されている場合の特則）

1 第13条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第13条（特約の消滅）」

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき。
- (2) 主約款および特約条項の規定により、主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。」

2 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。

ものとしします。

- (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとしします。
- (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

第24条（米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が生存給付金特則の付加された米国ドル建終身保険に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第1号中、「保険金」を「死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。

第25条（高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則）

第13条（特約の消滅）第1項第1号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

- 1 第13条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第13条（特約の消滅）」

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき。
 - (2) 主約款および特約条項の規定により、主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。」
- 2 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、本項において「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとしします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとしします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

介護保障定期保険に付加されている場合の特則

- 1 第13条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第13条（特約の消滅）」

1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき。
 - (2) 不慮の事故（別表2）を直接の原因として、主約款の規定により、この特約が付加されている主契約の保険料の払込が免除されたとき。
 - (3) 主契約が払済保険に変更されたとき。
- 2 前項第3号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。」
- 2 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとしします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとしします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

介護保障付終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合の特則

この特約が介護保障付終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）をつぎ

のとおり読み替えます。

「第 13 条（特約の消滅）」

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき。
 - (2) 主約款の規定により、この特約が付加されている主契約の保険料の払込が免除されたとき。
 - (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき。
- 2 前項第 3 号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。」

医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

- 1 第 13 条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第 13 条（特約の消滅）」

- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき。
 - (2) 主約款および特約条項の規定により、主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。」
- 2 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の 2 週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第 1 号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第 2 条（疾病障害による保険料払込免除）および第 14 条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (4) 第 1 号から前号までのほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 3 この特約が付加されている主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の 2 週間前までに申し出ることにより、この特約を締結（以下、本項において「変更」といいます。）することにより、この特約の保険期間を延長することができます（以下、本項において、本項の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
 - (2) 前号の場合、変更後特約において、第 2 条（疾病障害による保険料払込免除）および第 14 条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (3) 第 1 号および前号のほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。

介護保障付定期保険に付加されている場合の特則

- 1 この特約が介護保障付定期保険に付加されている場合には、第 13 条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第 13 条（特約の消滅）」

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき。
 - (2) 主約款の規定により、この特約が付加されている主契約の保険料の払込が免除されたとき。
 - (3) 主契約が払済保険に変更されたとき。
- 2 前項第 3 号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。」
- 2 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の 2 週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第 1 号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第 2 条（疾病障害による保険料払込免除）および第 14 条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (4) 第 1 号から前号までのほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合の特則

この特約が米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、第 13 条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第 13 条（特約の消滅）」

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき。
 - (2) 主約款および特約条項の規定により、主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。
 - (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき。
- 2 前項第 3 号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。」

米国ドル建平準定期保険に付加されている場合の特則

この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の 2 週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本条において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- (3) 第 1 号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第 2 条（疾病障害による保険料払込免除）および第 14 条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- (4) 第 1 号から前号までのほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

就労不能障害特約（無解約返戻金型）が付加された主契約に付加されている場合の特則

この特約が就労不能障害特約（無解約返戻金型）が付加された主契約に付加されている場合には、特約条項中、この特約と同一の主契約に付加された他の特約には就労不能障害特約（無解約返戻金型）は含まれません。

附則 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの（備考 1. 参照）
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考 2. 参照）
3. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの（備考 3. 参照）
4. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの（備考 3. 参照）
5. 10 手指の用を全く永久に失ったもの（備考 4. (1)および(3)参照）
6. 1 手の 5 手指を失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったもの（備考 4. (1)および(2)参照）
7. 10 足指を失ったもの（備考 5. 参照）
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考 6. 参照）
9. 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考 7. 参照）
10. 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考 8. (1)参照）
11. 心臓に人工弁を置換したもの（備考 8. (2)参照）
12. 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考 9. 参照）
13. ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考 10. (1)および(2)参照）
14. 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考 10. (3)および(4)参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和 57 年 8 月 14 日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が 90 デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 手指の障害
 - (1) 手指の障害については、5 手指をもって 1 手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
 - (2) 「手指を失ったもの」とは、第 1 指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の 2 分の 1 以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込のない場合をいいます。
5. 足指の障害
「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
6. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の 3 種の運動のうち 2 種以上の運動が生理的範囲の 2 分の 1 以下に制限された場合をいいます。
7. 呼吸器の障害
 - (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量 1 秒率が 20%以下または動脈血酸素分圧が 55Torr 以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
 - (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して 180 日以上継続して受けたものをいいます。
8. 心臓の障害
 - (1) 「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含まれません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。

- (2) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

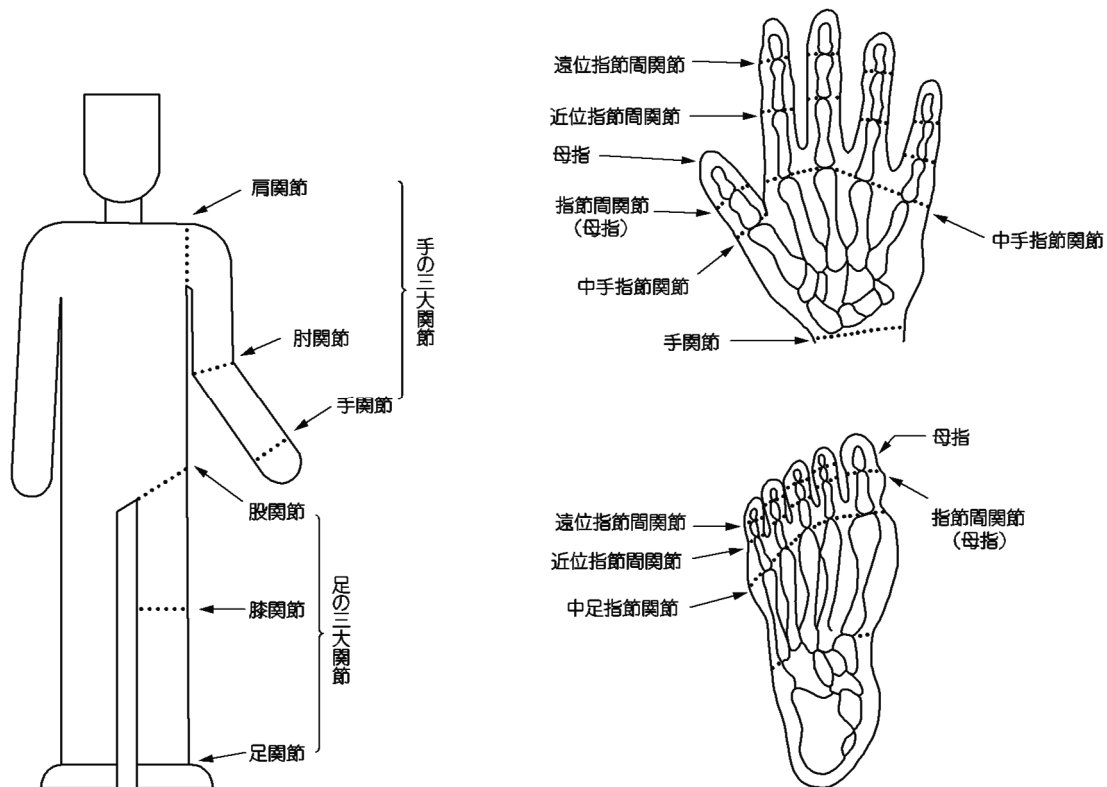
9. 腎臓の障害

- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が 30ml/分未満または血清クレアチン濃度が 3.0mg/dl 以上で回復の見込みのない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- (3) 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

10. ぼうこうまたは直腸の障害

- (1) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

(身体部位の名称図)



Memo



2024年 3 月版

← 当社用

引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客様 **0120-37-2269** ミナジブロック 通話料無料

募集代理店を通じて
ご加入されたお客様 **0120-78-2269** ナンバージブロック 通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）